

明治前期の徳育について

島 田 雅 治

(ま え が き)

歴史をあとづける時、一般に道德教育が特に主張される時期は、きまつて戦争とか社会的変革——不景気・労働運動の活潑化、思想的対立など——とかの、いわゆる危機的局面に結びついていることが知られるのである。わが国においては、昭和33年10月から学校教育の中に、「道德時間」が特設されていることは周知のことであるが、その特設に際して、これまでにないほどの激しい賛否両論が戦われたことは、未だ記憶に新しいところである。しかして、この道德教育に対する胎動は、すでに早く昭和26・7年頃から始つていたといえよう。この頃一般国民の道義心の頹廃にあわせて、青少年の不良化傾向が格別大きく世の注目をひくようになり、またサンフランシスコにおける対日平和条約の調印をめぐつて、左右の思想的対立も一段と激しくなつて来た。他方ではまた、朝鮮動乱も勃発するという状況であつた。しかもこれらにあわせて、教育界においては、「教育の中立性」の問題が大きく取りあげられ、それとの関連において「教育の政治的活動の禁止」が規定され、続いて「勤務評定」の実施、「教科書検定制度」の復活、「教育課程の改訂」などが、激しい対立の中において実施されて来た。そしてこれらを契機とし、背景として、次第に道德教育の強調が望まれるようになって来たことは、人のよく知るところである。

これのみならず、少しくさかのぼつて日華事変及び大平洋戦争の頃の、政治的・経済的・社会的・思想的状況はどうであつたか。すなわち言葉をかえていえば、その頃の道德教育の背景、特に修身・公民科を強く支えていたものはなんであつたか。そしてそれがどのように重視さ

れ、その内容はどうであつたか、などについては今さらいうまでもないであろう。

このように、われわれは歴史の流れをひもどいていくとき、道德教育が特に強調された、いくつかの時期をあとづけることが出来る。そしてその間の政治的・経済的・社会的・思想的状況など、さらにはそれらにもとづく文教政策などの密接な関連において、修身・道德が特別に重視され、強調されねばならなかつた、また強調させた諸要因を浮彫にすることが出来るであろう。

しかして教育史・教育制度や教育思想の発達、さらには道德思想の発達が、明治の絶対主義国家の形成に果たした役割などについては、従来殆ど研究しつくされたかの観がある。けれども道德教育が何故にそのように主張し、強調されねばならなかつたかを、政治的・経済的・社会的・思想的状況などの背景を凝視して研究したものは、甚だ十分ではないようである。

この小稿は、このような点を考慮しながら、明治前期——こゝでは明治19年の「小学校令」が出るまでを一応前期とする——における道德教育の実態を把握し、そしてそれが特に明治10年代において、格別強調されねばならなかつた経緯、背景を、当時の社会的・思想的諸要因——これらと関連して政治的にも——を中心として、解明し、つきとめていこうとするところに、そのねらいがある。

しかし当時の社会的・思想的諸要因を分析し、検討して結論づけることは、もとより容易なことではない。従つて、この小稿はそうした意図の一つの試論とでもいえよう。

一、「学制」時代における徳育

教育史上、道德教育が特に主張され、強調さ

れたいくつかの時期をあげることについては、すでに述べた如くであるが、その第一の時期は、あとの考察によつても明らかなように、明治10年代であり、わけても明治14・5年頃であろうことについては、恐らく異議はないであろう。こゝでは、そのことをより明確にするために、先づそれ以前の時代における德育について検討しなければならない。

わが国が全国劃一的・中央集権的な近代的教育制度を採用し、日本教育の基礎を確立したのは、いうまでもなく明治5年の「学制」においてであつた。そして「学制」と相前後して公にされた大政官の布告である、「学事奨励ニ關スル被仰出書」からもわかるように、その根本精神は、文明開化と富国強兵であり、その教育精神は、主知主義・実利主義・功利主義及び個人主義思想にもとづいている。

われわれは、この「学制」において始めて、今日われわれが「道德教育」と呼んでいるところの先驅をなす、いわゆる「修身」を法規の上見出すのである。もつとも、德育の先驅を示唆する、あるいは修身科に相当するものは、すでに明治2年2月の「府県施政順序」^①や、翌3年2月の「大学規則並中小学規則」^②さらには同年「京都府庁より弁官へ届出書」^③の一節において見ることが出来る。しかし近代的教育制度・法規として、また教育内容として、はつきりとカリキュラムの上に現われたのは、この「学制」においてである。

ところで、このようにして初めて一教科目として規定された「修身」は、当時一体どのような地位を与えられていたであろうか。周知のように、小学校はこれを上・下二等に分ち、下等小学においては、その教科目を綴字・習字・単語・会話・読本・修身・書讀・文法・算術など一五科目となし、上等小学においては、さらに史学大意・幾何学大意など六科目を加えるよう定められている。また中学もこれを上・下二等に分ち、それぞれ国語・数学・習字など16科目と15科目を定めている。そして修身は、下等小学で第6位、(上等小学では課されていない)、下等中学では第14位、上等中学では第11位にあ

げられている。

このことは、当時修身科が後年におけるように、国民教育上、最重要な科目でなかつたことを如実に示している。福沢諭吉が当時を評して、「知恵の文明にして……道德の文明にあらず」^④といっていることは、その頃德育が極めて軽視されていたことを端的に物語っているものである。

このように「学制」時代においては、何故にかくも德育が軽視されたのであろうか。すなわち言葉をかえていえば、「学制」がその近代的教育内容を知育において求めたと同程度に、何故に德育について配慮、実践しなかつたのであろうか。それは「学制」を成立させた時代的・思想的背景、従つて「学制」そのものの中に存立している精神にあるのではないだろうか。

明治維新の大変革により、古き世界観が崩壊し、わが国民一般の思想的動向は、混乱を極め、道德的基準もくすれつゝあつた。しかもこのような混乱は、放置しておけば、せつかく成立したばかりの明治政府の基礎をくつがえす恐れがあつたばかりではなく、国民教育上、このような状態は決して長くこれを放任することは許されないのである。こうした中にあつて、政府は国民教化政策として、旧來の君臣間の忠に重きをおく、わが国の儒教道德を否定する、新しい道德を推進しつゝあつた。その結果、「尊王攘夷論」が生み出されたのであるが、さらに倒幕後には神道思想が用いられ、神道国教化の運動が展開され、祭政一致による国民教化策にまで発展したのである。しかしこの神道国教化の動きも、明治4年7月の廢藩置県の実施を見ることによつて終止符をうち、欧米から輸入した開明的な啓蒙思想が一世を風靡するにいたつた。すなわち維新以後社会万般の事実が、西洋主義に則ることとなるに及んで、儒教はとみにその勢力を失い、従来孔子をもつて空前絶後の大聖と考え、儒教を以て万世不易の大教となしていたのが、たちまち變じて孔孟の儒教主義は、今日の文明開化に害があり、反するものであると考えられるにいたつた。かくして伝統的儒教観念は、ひとまず背景にしりぞいて行くこととな

つたのである。

ところでこの開明的な啓蒙思想を、最も端的に示すものは、いうまでもなく明治5年の「学制」である。すでに見て来た如く、その教育精神は、主知主義・実利主義・功利主義及び個人主義思想である。そのことは、大政官の「被仰出書」に、「故ニ人タルモノハ学ハスンハアルヘカラス」といひ、「人々自ラ其身ヲ立テ産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ其生ヲ遂ルユエンモノハ他ナシ身ヲ脩メ智ヲ開キ才芸ヲ長スルニヨルナリ」と述べ、また「学問ハ身ヲ立テルノ財本」といつていることから知ることが出来る。

そしてこゝで特に注目されることは、従来の学問における階級的・身分制の学校観念を批判して、人民共通の普通教育とその義務制を強調し、学校教育の目的は、「立身治産」のための学問を与えることであり、その学問は、「空理虚談の途に陥る」封建的教学ではなく、生活に直結した実学が主張されたことである。さらにいえば、学校を知識伝達の機関と考えて、そこからイデオロギー教育＝道德教育を排除し、いわゆる儒教が全面的に否定されていることである。すなわち、「徒来学校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖モ或ハ其道ヲ得サルヨリシテ其人方向ヲ誤リ学問ハ士人以上ノ事トシ農工商及婦女子ニ至テハ之ヲ度外ニオキ学問ノ何物タルヲ弁セス又士人以上ノ稀ニ学フ者モ動モスレハ国家ノ為ニスト唱ヘ身ヲ定ルノ基タルヲ知ラスシテ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥リ其論高尚ニ似タリト雖モ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス」と。そして「学制」頒布以前の神道思想にもとづく国民教化策と、「国家ノ為」から出発しないで「人々自ラ其身ヲ立テル」ことを基本としている、この「学制」の精神との間には、まさしく180度の転向が見られることである。

さてすでに指摘した如く、「学制」の根本精神は、文明開化と富国強兵であるが、そもそも政府が啓蒙主義的立場で教育を重視した所以は、外ならぬ国家富強のためであつたのである。明治5年文部省の太政官宛伺案に、「国家

ノ以テ富強安康ナルユエンノモノ世ノ文明人ノ才芸大ニ進展スルモノアルニヨラサルハナシ而シテ文明ノ以テ文明トスルユエンノモノ一般人民ノ文明ナルニヨレハナリ一般人民文明ナラストヘ一ニノ聖賢アリトイヘトモ文明ニ関スルモノ幾何ソ」と述べている。いかえれば、「国家富強・安康」に必要な限界において、人民の「文明化」＝知識・技術の伝達を目的としたのであることから知ることが出来る。

ともあれ、わが国が近代国家として形をとるのえるためには、一方においては強力な集権を必要とすると同時に、他方では文明開化の域に進ましめるために、国民的自主性の覚醒を必要とした。そうした要請に対しては、封建的支配関係の観念的支柱をなしていた儒教倫理は、直接これにこたえる適格性を有せず、ひとまず後景にしりぞくこととなるのである。

こゝに「学制」時代における修身・道德が、後年におけるほど重要視されなかつた、一つの大きな理由があるのである。そしてもう一つの他の理由は、「学制」制度・法規の成立そのものの中に由来しているように思われる。

すでに指摘した精神からもわかるように、「学制」の教育精神は、殆ど英・米・仏などの諸外国のそれに影響されている。なかでも、制度・法規の面においてはフランスに、思想・内容においては英・米のそれに最も強く影響されている。周知のように「学制」は、大部分佐沢太郎によつて翻訳せられた「仏国学制」のうのみ、あるいは焼直しだといわれている。それは「仏国学制」と「学制」の内容を比較検討すれば、容易に知ることが出来る。従つて修身科が、国民教育の一教科として採択されたのは、修身教育の必要を十分に認めてのことではなくて、むしろ「仏国学制」を模倣したためであるといえよう。すなわち修身科が規定されたのは、「たゞフランスの教育制度に修身科というものがあるから、日本の「学制」にも必要であらうといふので、全く無自覚的にこれを一科目として採択したもの以外ならぬ」^⑦のである。

かくの如く西欧の思想に心酔し、教育事情も十分わきまえずに、たゞ形だけを、しかも不用

意に模倣したものであるだけに、修身科がたとえ小・中学校の必修科目として取り入れたとしても、それが格別重視され、強調されなかつたのも、けだし当然のことであつたといえよう。

それ故に、当時使用された修身教科書も、殆ど西欧の倫理書あるいは法律書を翻訳したものが使用された。しかもその内容は、子供の心身発達上の常識から見て、また国民の生活現実からしても、あまりにも程度が高く、不適切なものを包蔵していた。

以上からして、われわれは「学制」時代が、欧米の風を模するに急にして、道徳の大本を確立することに失敗したことを知ると共に、当時においては、道徳が極めて軽視されていたことを知るのである。

二、明治10年代の徳育

(1)

わが国の近代的教育制度を確立した「学制」も、明治12年にいたつて早くも廃止され、それにかわつて自由主義的・放任主義的・分権主義的な色彩をもつ「教育令」が公布された。その理由は、明治維新そうそうの間に教育体制を整えるために、外国の制度・理念を取り入れて作られたので、「学制」があまりにも理想に過ぎ、わが国の学校と現実社会に即さない点が多かつたからである。

しかしこの「教育令」も、公布後1年3カ月にして、再び改正を余儀なくされた。それは「学制」によつて、ようやく普及発達に緒についたわが国の教育が、「教育令」の公布によつて、にわかに逆転せんとし、教育界が混乱低迷の様相を帯びるにいたつたからである。

そこで明治13年12月、「学制」の干渉主義を復活して、国家統制を強化し、就学の督促と義務教育の精神を高め、さらに修身科による道徳教育の重視を、その大きなねらいとして「改正教育令」が公布されたのである。このことは一面において「学制」の精神の復活であるが、他面において当時の時代的・思想的影響によつて、「学制」の精神が批判、修正を余儀なくされていることを示している。

ところでこの「改正教育令」が公布される以前の明治11年の秋、明治天皇は東山・北陸・東海の諸地方を御巡幸されたのであるが、その際学校の実情に接して、道徳教育の不徹底を痛感された。そして国民生活の安定の基礎を得るには、修身こそが国民教育の核心となるべきであるという考えを示された。この趣旨に則つて、侍講の元田永孚が草し、明治12年に出されたのが、いわゆる「教学大旨」である。すなわち、

「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓國典ノ大旨」であるにもかゝらず、「晚近専ラ知識才芸ノミヲ尙トビ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス……一時西洋ノ長所ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ル、所絡ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ラスモ測ル可カラス是我邦教学ノ本旨ニ非サル也」、と教育の実情を批判し、憂慮され、これからは「祖宗ノ訓典ニ基キ専ラ忠孝仁義ヲ明カニシテ道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシ人々誠実品行ヲ尙トヒ……」と述べ、欧化主義と実利主義の弊をいましめて、わが国の徳育に関する方針を示し、儒教を中心とする教学の再建を企図したものであり、こゝに再び前近代的な道徳教育が開始されるにいたつた。そしてその「小学条目二件」の一において、「仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然モ其幼少ノ始ニ……忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺センメテ培養スルニ非レハ他ノ物事己ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ為ス可カラス」と述べ、仁義忠孝思想の徹底を期している。

こうして、儒教主義を中心とする道徳教育の根本方針を国家が一定すること、換言すれば、国教の制定については、開明政策の推進力であつた一群の官僚たちにとつて、たゞちに受け入れるものではなかつた。こゝにおいて、伊藤博文は「教育議」を上奏し、風俗の変革は外国との交際を自由にし、封建の規律を廃したためであり、また言論の乱れているのは、兵乱があり、人心が落ち着かない状態にあるからであつて、教育の責任ではなく、また教育に速効を求めてはならないと述べている。そして国教制定につい

ては、「若シ夫レ古今ヲ折衷シ經典ヲ斟酌シ一ノ国教ヲ建立シテ以テ行フカ如キハ必ス賢哲其人アルヲ待ツ而シテ政府ノ宣シク管制スヘキ所ニ非サルナリ」と疑問をなげかけている。

これに対して、元田永孚は「教育議附議」を上奏して反論を試みている。すなわち漢学の徒を非難して、科学に誘導しようとする伊藤博文の説を批判し、「今聖上陛下君ト為リ師ト為ルノ御天職ニシテ内閣亦其人アリ此時ヲ置テ將タ何ノ時ヲ待タントス且国教ナル者亦新タニ建ルニ非ス祖訓ヲ敬承シテ之ヲ闡明スル……」にとどまる。そして「聖旨ノ在ル所教育ノ極点ハ決シテ科学ニ止ルヘカラス高等ノ中ニシテオ識徳行ノ秀テタルハ道德経綸ヲ養成シテ輔相ト為ルノ器量ヲ研磨シ得ヘキヲ以テ学校ノ本旨トスレハ高等ノ生徒ニハ更ニ最高等ノ学科ノ設ケ必アルヘキナリ」といつている。

こうした論議が戦わされている間に、「教学大旨」の趣旨にもとづいて、「改正教育令」は公布されたのであつた。かくして「学制」において軽視され、また「教育令」において、小学校は「其学科ヲ読書・習字・算術・地理・歴史・修身等ノ初歩トス」(オ5条)として、修身を必修科目の最下位においていたのに対して、「改正教育令」においては、「其学科ヲ修身・読書・習字・算術・地理・歴史等ノ初歩トス」(オ5条)として、修身が最上位にかゝげられ、修身の特別重視がようやく法令の上にもあらわれて来た。

ついで明治14年5月、「小学校教則綱領」が公布された。こゝにおいても、修身は首位におかれ、その教授要旨も「初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言・事実等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍高尚ノ格言・事業等ニ就テ児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス」(オ10条)と、初めて明示されるにいたつた。また授業時数も、小学校初等科(3年)及び中等科(3年)の各学年、毎週3時間と大幅に増加したのである。そしてこゝで注目されることは、この修身を首位においたことと同時に、漢文が正式に小学校中等科の読書の中に加えられたことであり、またこの時から小学校の歴史

は、外国史を廃して日本歴史に限られ、そのめざす目標は、「歴史ハ……殊ニ尊王愛国ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス」(オ15条)とされた点である。このことは修身・読書・歴史などの各教科が一体となつて、儒教道徳を涵養せんことを意味しているものである。

その後、同年6月「小学校教員心得」が、7月には「学校教員品行検定規則」及び「中学校教則大綱」が、8月には「師範学校教則大綱」が、そして翌15年「軍人勅諭」が相ついで制定・公布され、儒教主義的・保守主義的國家統一の教育政策は、いよいよ強められていつた。

「小学校教員心得」は、教員の良否が普通教育及び國家の隆替に大きく影響を及ぼすので、「今夫小学校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛国ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スル……」ために制定されたのである。そしてその内容のオ一項に、「人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニカヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉センメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化センメノコトヲ務ムヘシ」と規定している。これは教員に対して尊王愛国の理念と実践を求め、知識ある人間よりも善良な國民の育成を期していることを示すものである。

次に「学校教員品行検定規則」は、先に述べた「改正教育令」オ37条に、「教員ハ男女ノ別ナク年齢18年以上タルヘシ」と定めたその但書として、「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス」としていた、その品行について定めたものである。そして規則は、品行不正と認めるものを四項あげ、その一項あるいは数項に触れる者をもつて、品行不正とみなすとしている。このように「改正教育令」は、教員の任免・待遇・資格・人格などに関して配慮していることが認められるが、これは後にも明かなように、自由

民権運動に処する対策でもあり、また同時にこの頃から、教員の資質が問題とされていたことを物語っている。

かくの如くして、教科目及び教育内容ならびに教員に関する両面から、忠孝教育と愛国心の涵養・徹底を計るために、それぞれ改正・強化がなされたのである。

こうして道德教育が強調されるのに呼応して、文部省は自らその裏付けをなす修身教科書の編纂に着手して、従来の翻訳修身書にかわつて、仁義忠孝の道を説いた修身書をつぎつぎと刊行した。すなわち、明治13年には「小学校修身訓」(二冊・西村茂樹編・文部省発行)が出された。そして明治14年には、欽定修身書ともみられる「幼学綱要」(全7巻)が、勅命を受けた元田永孚によつて二年の歳月を要して完成し、次いで翌15年12月全国の小学校に頒布された。

その趣旨は、「彝倫道德ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所欧米各国モ亦修身ノ学アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今学科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就学最モ当ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム」と述べ、忠孝の道德を強調している。ついで同16年「小学修身書初等科之部」(6冊)、同17年には「小学修身書中等之部」(6冊)などが、それぞれ文部省から出版されている。そしてこれらの修身書の内容は、完全に儒教主義教育に統一されている。

なお明治13年8月、文部省は当時盛んであつた自由民権運動を統制する目的のもとに、教科書の「良否調査」を行い、「学制」時代における翻訳修身教科書ならびに国政に関する教科書などを、不適格書として使用禁止処分が付している。しこうして明治16年から、教科書は、従来の届出制から認可制へと変更されるにいたつた。

このようにして明治初年以來、再三政府の教学方針なり、学校制度が改変されたが、10年代を境として、徳育の問題がより大きくクローズ・アップされて来た。そしてこの天皇制国家の国民教化運動は、その後も力強く進められた。しかし当時の道德思想は、和・漢・洋・東

西・古今入り乱れて渾沌たる状態をなし、これに対する国民の態度もまた、保守・革新・新旧相対立して全く帰一するところのない有様であつた。かくしてなにかの方法をもつて、道德の大本を樹立し、時弊を救おうとする動きは、国民の間に日と共に活潑となつて来た。そしてついに明治23年10月30日、明治絶対主義政権の思想的道標であり、国民が遵守すべき「忠孝の道德」及び国民教育がよつて立つべき「臣民の道」を示しているが、しかし同時に「思想統制」(thought control)あるいは「危険思想」(dangerous thoughts)と批判されるにいたつた、「教育勅語」は渙発されたのであつた。

以上によつて、明治10年代における徳育がどのようなものであつたか、また「学制」時代のそれと比較して、如何に重視され、強調されていたかを理解することが出来た。かくて次に、何故にそのように重視され、強調されねばならなくなつたかを考究しなくてはならない。しかしその原因には、政治的・経済的・社会的・思想的などの理由が考えられるが、ここでは主として思想的背景、特に自由民権思想・運動を中心として考察していきたい。

(2)

「明治10年代の中央政府を脅かした大きな問題は、反政府闘争が西南戦争を最後とした武力抗争から一転して思想・言論闘争となり、自由民権運動を活潑に展開して来たことであつた」と述べているごとく、当時の社会的・思想的背景として、先づあげることが出来るのは、自由民権の思想、運動である。いうまでもなく、自由民権思想は、明治7年1月、野に下つた旧参議たちの「民撰議院設立建白」によつて始まる。そしてこの建白以後、約10年間に現われた、国会開設を基調とする立憲政治の主張である。しこうして、この運動のおもな目標として掲げられたものは、国会の開設のほか、不平等条約の改正と地租の軽減であつた。運動は明治14年頃から明治17年にかけて、激化の傾向を強くし、政府大官の暗殺の企図や武装蜂起が続発した。その間、政府はこの運動の阻止を意図して、明治8年「新聞条例」および「讒謗律」を制定し、

続いて同11年には「演説取締令」、同13年「集会条例」、同20年に「屋外集会条例」を公布して、一連の言論・出版・集会の自由を拘束し、また苛酷な弾圧をもつて臨んだのであつた。しかして明治17の夏、自由党の解党によつて、この運動は次第に鎮静していつた。

周知のように、明治維新のはじめ、新政府は五箇条の御誓文を奉じて、開国進取の国是にもとずき、大いに外国文化の移入を図り、封建制度の積弊を一掃しようと企てた。ことに旧士族の勢力を挫いて、その再起を不可能ならしめ、新政府の基礎を安定するために、四民平等の思想を鼓吹し、国民大衆の覚醒に努めた。そして明治10年前後までは、封建的な諸要素をいちおう排除しながら、自分の必要とする範囲内において、すなわち開明化の必要におうじて、天賦人権説はもとより、あるいは主権在民論にいたるまでの民主主義思想、自由主義思想を取り入れ、上からの啓蒙のための手段、方途としていた。しかるにその四民平等の観念は、外来思想の刺戟をうけて、自由民権論にまで発展していつた。

このような自由民権運動の発展によつて、政治的難局に直面した明治政府は、当然国民一般の政治的・思想的動向に深い憂慮をはらわざるをえず、また従来の開明的な態度を撤回せざるを得なかつた。かくして自由民権思想を抑圧する方策とも結びつき、啓蒙的文化開明の教育を転回させようとする動きが現われて来た。そのためには、啓蒙主義の産物であつた「学制」の理念と、それが教育に果した現実的な影響が、あらためて再検討を余儀なくされたのも当然であらう。

すでに指摘したように、「学制」の精神は、「学問へ身ヲ立テルノ財本トモイフヘキモノニシテ人タルモノ誰カ学ハスシテ可ナランヤ」と、個人主義・功利主義的理念にもとづいたものであつた。しかしこのような理念が、自由民権思想の理念と相通するものをもつていたことは明白であり、従つて自由民権運動を敵とする明治国家は、「学制」にもとづいた教育の修正を企図しなければならなくなつたのであつた。そして

このために、「学制」の教育方針への批判・修正意見は、ほかならぬ儒教を立脚点として、「上への集中と下への拡大」をめざして、巧みな論理をもつ封建的イデオロギーの復活・援用が企てられるのである。かくして政府は、国民教育制度制定の当初は、儒教の教化力を軽視していたが、こゝにあらためてその必要を認めるにいたつたわけである。

この具体的なあらわれが、先に示した「教学大旨」であるが、その中で明治初年の文明開化は、「文明開化ノ末ニ馳セ」て、軽卒な上滑りした風俗を醸し出したと述べている。そしてさらに、「小学条目二件」において「仁義忠孝」の思想の徹底を期すと同時に、其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ……加之其博聞＝誇リ長上ヲ侮リ県官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ……」と、いつていることから知られるように、自由民権運動のごとき風潮に対する警戒がなされているのである。

元田永孚によれば、「自由民権運動の進展は、品行の悪化ないし風俗の乱れとして映じたのである。そしてかれは、その原因を開明政策の結果、仁義忠孝の思想が軽んぜられるにいたつたことにもとめた。思想が悪いから世の中がわるくなり、自由民権運動がおこつてきたというわけである。」そこで元田は、風俗の醇化を目ざして思想善導策を提案したのである。すなわち、一方では儒教を国教として、その中心を仁義忠孝におき、他方では洋学を制限して「才芸ノ学」を強調することによつて、風俗の乱なく、自由民権運動は匡正されると考えたのである。そしてこれに関連して、保守派官僚の元田永孚と、開明派官僚の伊藤博文との間に論争があつたことについては、すでに述べたところである。

かくして政府は、この趣旨を実現すべく、明治13年8月「教育令」の改正に着手する一方、元田永孚の意見を入れて、「新定教育令ヲ更ニ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スキ件」を定めている。その中で、「教師ノ訓条ヲ定ムルコト」の「大主旨」として、「孝悌忠信礼儀廉耻……等本邦ノ重要トナルヘキ美德ヲ全国学校生徒ノ

身心ニ涵養シ其志操ヲシテ忠誠ニ基キオ一天皇
陛下ヲ尊崇シ 国体ヲ信奉シ法令ヲ謹守シ長上ヲ
恭敬シ専ラ愛國ノ主義ヲ一般ニ銘記セシムル事
生徒ヲシテ知識ヲ開進シ身体ヲ勇健ナラシムル
ハ教師自己ノ心志ヲ誠実ニシ操履ヲ端正ニシ言
行ヲ謹厳ニシ躬ヲ以テ率先誘導スル事^④を説い
ている。

さて「改正教育令」は、明治13年12月に制定
されたのであるが、何故に「教育令」制定後、
一年数ヶ月にして急ぎ改正しなければならなかつた
のであろうか。その理由については、すでに
述べたところであるが、それはたんに就学の督
促と義務教育の強化にのみあるのではなく、む
しろそれは「教育令」を実施した、明治12年の
秋から翌年の春にかけての、自由民権運動の激
化による政治情勢の変化にあつた。(国会期成
同盟会が成立した。) すなわち、これまでの自由
民権運動の性格は、民権運動といつても、その
要求する参政権は、「士族及び豪族ノ農商」に
限定された、いわば「士族民権論」であつた。
しかるに10年以後のそれは、絶対主義そのもの
を否定して、民主主義を標榜する性格へと展開
して行つたのである。こうした情勢の変化に応
じて、政府は急に教育政策を転換し、権力の社
会的基礎を固めるべく、民衆を臣民的秩序に繰
り入れるための、イデオロギー教育に着手せざる
をえなくなつたのである。

こうして儒教主義による徳育が重視され、前
面にあらわれて来たわけである。しかしこの儒
教主義の復活にたいしては、当然それに対する
批判が生じて来ることが予想される。その有力
な反対者の一人として、先づ福沢諭吉をあげる
ことが出来る。福沢諭吉はその著「徳育如何」
において、儒教主義は時代に逆行するものであ
るとして、「開進の今日に到着して顧て封建世
祿の古制に復せんとするは喬木より幽谷に移る
もの^⑤であるといひ、さらに「学問のすすめ^⑥
における「孝」の批判、牧民思想にたいする批
判、また「文明論之概略」^⑦とりわけその「卷
之五」などに強くかれの儒教主義批判を読みと
ることが出来る。そして徳育の基礎は、新時代
に即応する自主独立の精神であるべきことを主

張している。

次に自由民権思想の代表的理論家の一人であ
る、植木枝盛からも根本的な批判がなされてい
る。すなわち、儒教思想は家父長制家族を自己
の細胞とするような組織に発生し、あるいは移
植される可能性をもつものであるが、植木の儒
教批判は、この家父長制家族そのものに、従つ
て儒教の現実的な基礎そのものにむけられてい
るのである。たとえば、かれはその「親子論」
において、親子の独立と衆子均分相続の採用を
主張し、親子道德のコペルニクス的転回を断行
することによつて、戸主支配下の家父長家族制
度を解体し、家族間の専制的支配関係を除き去
ろうとしている。さらにまた、その「男女及夫
婦論」では、男女同権、夫婦同等を主張し、こ
れをはばんでいる儒教その他の伝統的道德観念
の打破を叫んでいる。こうして家父長的家族制
度を解体させ、近代的家族制度の確立を促進し
ているのである。^⑧

(3)

以上によつて、ひとたび背景にしりぞいたか
の観があつた儒教主義が、再び主要なインドク
トリネーションの具として、前面に現われて来
なければならなかつた理由を、いちおう知り得
たのである。しかしこゝにこの復活を、より一
層容易にしたと思われる要因のあることを忘れ
てはならない。すなわちそれは、明治初年にお
ける日本の近代化が、上からの、中央からのも
のであつて、自主的、自覚的な下からのもりあ
がるものではなかつたということである。

啓蒙的な文明開化の潮流は、長い鎖国の夢か
ら醒めた、国民の生活の全面にわたり、国民の
世界的視野の拡大と国際的競争場裡を生き抜こ
うとの決意をさせ、意欲をもたせさせた。しか
し人民の大半は、自己の意欲に全く無意識では
ないまでも、これを現わす方途に無知無能であ
つた。従つて近代化への趨勢は、その意欲を明
瞭に意識した少数識者の、国民的啓蒙の運動と
いうかたちをとつて展開されていつたのであ
る。そして、これら識者を部内に包摂し、そ
のイデオロギーを採用し、これを政策の面に盛
り込み、権力を以てこれを強行していつたのは、

いうまでもなく、明治政府であつた。わが国の近代化の洗礼は、このような上からと、中央からの、啓蒙運動の形で、全国に流行し、国民生活を全面的に風靡したのであつた。従つて、近代化の運動は、国民大衆の自覚による、下からの動きとして展開しなかつたのである。そしてこの啓蒙は、さきに述べた如く、あくまでも「国家富強のための上からの近代化の所産」であつた。

かくして、維新以後制度面における一連の改革が、表面的には近代国家の外形をそなえさせたにも拘らず、社会の実体は、根本的に変化せしめられず、封建的な家族関係及びそれを中核とする社会関係は温存せしめられた。すなわち明治維新に端を発したブルジョア民主主義変革は、その不徹底の故に、在来の封建的イデオロギーを絶滅し得なかつた。そのことが、やがて日本資本主義の急速なる展開とともに、西欧より流れ込んで来た近代的ブルジョア科学に適応しつゝ、その形態を委容し、それと結合し、半封建的体制の残存の中に、その伝統的勢力を保有していた。言葉をかえていえば、わが国の近代化は、「忠孝の道で成り立つている前近代的な社会の、基礎構造を破壊しない限度で許容され、そのゆえに日本の社会と思想の真の近代化が阻止されて来た」のである。かくてひとたび旧思想として排撃されたかの如くに見えた儒教は、逆に西欧のブルジョアの哲学ならびに科学を利用しながら、新にその再編成、再発足を始めたのである。

このように、日本における近代化の不徹底さは、国際的、国内的な危機的局面に際会して、国民の強力な精神的統合を必要とした当時において、その思想的基礎をどこに求めるべきかという問題に直面した政府をして、より容易に、封建的道德を基盤とする政策の実現を可能ならしめた所以が存するのである。こうして儒教倫理が、再び新しい使命・役割をになつて登場しなければならない理由を見出すことが出来る。

む す び

以上、明治前期、特に10年代の徳育の実態及びその背景を分析・検討し、道德教育がそうあらねばならなかつた、またそうならしめた当時の社会的・思想的・政治的状况を明かにした。

しこうして、このことの検討から、容易に察せられることは、すでに「まえがき」にも述べているように、わが国の今日の道德教育の重視・強調との間に、甚だ類似せる諸要因の多く存することを発見するのである。デイルタイ(Dilthey, W)は、「哲学即哲学史」といつているが、今日の道德教育の問題を考究するにあつて、事柄の歴史的過程における癡視の必要を痛感させられるのである。この小稿が、特に明治10年代における徳育に力点を置いて論じて来た所以も、実にそこにあることを付言しておかねばならない。

なおまた、以上の論究は、主として視点を社会的・思想的——従つてそれと関連して政治的にも——諸状況において進めて来たが、これと雁行して是非とも触れなくてはならないものに当時の経済的状况——特にわが国の近代資本主義の発達、半封建的な経済構造のもとにおける一般民衆・労働者の生活、社会的貧困など——との関係における考察である。しかしこの点についての言及は、別の機会にゆずることとする。

参 考 文 献

- ① 国民精神文化研究所「日本教育史資料書」第5輯 150頁
- ② 全上 150頁
- ③ 全上 146頁
- ④ 「福沢全集」第5巻 338頁
- ⑤ 文部省「学制80年史」 720頁
- ⑥ 「明治以降教育制度発達史」第1巻 340頁
- ⑦ 稲富栄次郎「道德教育論」 128頁～129頁
- ⑧ 文部省「学制80年史」 715頁
- ⑨ 全上
- ⑩ 国民精神文化研究所「教育勅語換発関係資料集」第1巻 本文 8頁

- ⑪ 全上 本文 12頁
- ⑫ 文部省「学制80年史」 745頁
- ⑬ 全上 747頁
- ⑭ 「明治以降教育制度発達史」第2巻 254頁
- ⑮ 全上
- ⑯ 国民精神文化研究所「日本教育史資料書」第5輯
327頁～328頁
- ⑰ 村上俊亮、坂田吉雄「明治文化史」第3巻
155頁
- ⑱ 修身教科書及びその内容については、唐沢富太郎「教科書の歴史」及び宮田丈夫「道徳教育資料集成 I. II. III.」などを参照
- ⑲ 宮田丈夫「道徳教育資料集成I」 9頁
- ⑳ Japan : Three Epochs of Modern Education.
by Ronald S. Anderson. U. S. Department of Health, Education and Welfare. Office of Education. 1959. P
15
- ㉑ 土屋忠雄「明治十年代の教育政策」 9頁
- ㉒ 文部省「学制80年史」 715頁
- ㉓ 遠山茂樹、山崎正一、大井正「近代日本思想史」
第1巻 183頁
- ㉔ 海後宗臣「元田永孚」原典の部所収 196頁～
197頁
- ㉕ 「福沢全集」第5巻 491頁
- ㉖ 全上 第3巻参照
- ㉗ 全上 第4巻参照
- ㉘ 家永三郎「日本近代思想史研究」・「革命思想
の先駆者一植木枝盛の人と思想」など参照
- ㉙ 岩井忠態「日本近代思想の成立」 4頁
(昭和35年11月22受理)